

1 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は、精神的な障がいがあることを証明するとともに、福祉サービス等の基本となるものです。申請される場合は、次のとおり手続きしてください。

■対象者

精神疾患を有する方で、精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方

■申請に必要なもの

- ① 精神障害者保健福祉手帳交付申請書
- ② 写真1枚（縦4cm×横3cm）
（新規・等級変更・再交付時に必要。また更新時でも有効期間記載欄満了時には必要です。）
- ③ 精神障害者保健福祉手帳用診断書又は年金証書（障害年金）の写しと照会同意書
- ④ マイナンバー通知カード＋本人確認できるもの
- ⑤ 個人番号カード

■申請の流れ

- ① かかりつけの精神科等において、手帳取得について相談し、精神障害者保健福祉手帳用診断書を作成してもらいます。
- ② 精神障がいを理由とする障害年金を受給中の方は、診断書に代えて年金証書で申請することができます。
- ③ 上記の「申請に必要なもの」をそろえて、障がい福祉課窓口で申請してください。
- ④ 北海道において障がいの判定が行われ、手帳が発行されます。
- ⑤ 北海道からりんくるに手帳が届き次第、郵送します。（お手元に手帳が届くまで、約1ヶ月半程度かかります。）

■その他

- ・ 精神障害者保健福祉手帳は、障がいの程度を確認するため有効期限（2年間）があります。有効期限の3ヶ月前から更新の手続きができます。忘れずに手続きしてください。
- ・ 住所・氏名の変更、死亡等、障がい者の方に異動があった場合は、必ず手続きしてください。必要な書類はその都度ご案内します。
- ・ 手帳を破損した又は紛失した等の場合は手帳の再交付申請ができます。現在の手帳と写真をお持ちになり、手続きしてください。

2 日常生活の支援

(1) 生活保護費の障害者加算

対 象	精神障害者保健福祉手帳の等級が1・2級で生活保護を受けられている方等
内 容	生活保護の障害者加算の認定が受けられることがあります。
窓 口	石狩市 福祉総務課 生活支援担当 (石狩市花川北6条1丁目30番地2 石狩市役所4F TEL 72-3127)

(2) 市営住宅の優遇措置

対 象	身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳等をお持ちの方がいる世帯
内 容	申込多数により市営住宅への入居が抽選となる場合に、当選確率を引き上げる優遇措置が適用されます。
窓 口	石狩市 建築住宅課 市営住宅担当 (石狩市花川北6条1丁目30番地2 石狩市役所2F TEL 72-3144)

(3) 配食サービス

対 象	食事を作ることが困難な精神障害者保健福祉手帳が1級の方の世帯
内 容	週5日までの希望の日(土・日曜日、祝日を除く)に、ご自宅へ夕食を配達します。 ※普通食のほかに特別食(肝臓食、心臓・高血圧食、じん臓食等)もあります。 ※自己負担があります。(1食400円)

(4) NHK放送受信料

区 分	割引率	必要なもの
手帳所持者のいる世帯で、世帯構成員全員が市民税非課税	全 額	手帳、印鑑
世帯主が、重度の精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳1級)で受信契約者	半 額	

(5) 携帯電話料金割引サービス

対 象	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方 ※契約会社によっては対象とならない場合があります。		
対象サービス	基本使用料、メール送信料等の割引	割 引 率	契約会社にお問い合わせください
申 込 先	お近くのドコモ・ソフトバンク・au(エーユー) ショップ		
お 問 合 せ	【ドコモ】	一般電話(携帯・PHS OK)からは → <u>0120-800-000</u> ドコモの携帯電話・PHSからの場合は → <u>(局番なしの) 151 (無料)</u>	
	【ソフトバンク】	一般電話からは → <u>0800-919-0157</u> ソフトバンクの携帯電話からの場合は → <u>(局番なしの) 157 (無料)</u>	
	【au】	一般電話からは → <u>0077-7-111</u> auの携帯電話からの場合は → <u>(局番なしの) 157 (無料)</u>	

(6) 公共施設の減免等

障がい者手帳をお持ちの方は、公共施設の入場料等の減免を受けることができる場合があります。施設によって異なりますので、各施設の窓口にてご確認ください。

3 医療

(1) 重度心身障害者医療費助成制度

一定の障がいのある方に対し、医療費を助成します。助成を受けるには申請が必要です。

申請に必要なものについては、担当にお問合せください。

対 象	精神障害者保健福祉手帳の等級が1級の方 ※ただし、65歳以上の方は、健康保険が後期高齢者医療保険であることが条件となります。 ※所得制限があります。						
助成範囲	保険適用医療費のうち、一部負担金を超えた額を助成します。 <table border="1" data-bbox="370 884 1372 1329"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="370 884 1372 947">一 部 負 担 金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="370 947 488 1104">住民税 非課税 世帯等</td> <td data-bbox="496 947 1372 1104"> 初診時のみ下記金額を負担 内科 580 円、歯科 510 円、柔整・はり・きゅう 270 円 ただし、訪問看護基本利用料は1割負担（限度額 8,000 円/月） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="370 1104 488 1329">住民税 課 税 世 帯</td> <td data-bbox="496 1104 1372 1329"> 1割負担（限度額等については、下記のとおり） 《外来等》（個人）18,000 円/月 ・年額（8月～翌7月）上限 144,000 円 《入院＋外来等》（世帯）57,600 円/月 ・多数該当（過去 12 か月に4回目以降）の場合 44,400 円/円 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※住民税課税世帯であっても、高校生年齢以下（18歳到達後最初の3月31日まで）の方の一部負担金は住民税非課税世帯と同じですが、訪問看護基本利用料の限度額は18,000円/月、144,000円/年（8月～翌7月）です。</p> <p><助成対象外となるもの></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高額療養費相当額、付加給付金相当額（国保・健康保険組合等の保険者が負担） ・健康保険の支給対象とならない費用（例：差額ベッド代・雑費（日用品代）・健康診断等） ・入院時の食事代 ・精神障がいによる受給者の入院に要した費用 	一 部 負 担 金		住民税 非課税 世帯等	初診時のみ下記金額を負担 内科 580 円、歯科 510 円、柔整・はり・きゅう 270 円 ただし、訪問看護基本利用料は1割負担（限度額 8,000 円/月）	住民税 課 税 世 帯	1割負担（限度額等については、下記のとおり） 《外来等》（個人）18,000 円/月 ・年額（8月～翌7月）上限 144,000 円 《入院＋外来等》（世帯）57,600 円/月 ・多数該当（過去 12 か月に4回目以降）の場合 44,400 円/円
一 部 負 担 金							
住民税 非課税 世帯等	初診時のみ下記金額を負担 内科 580 円、歯科 510 円、柔整・はり・きゅう 270 円 ただし、訪問看護基本利用料は1割負担（限度額 8,000 円/月）						
住民税 課 税 世 帯	1割負担（限度額等については、下記のとおり） 《外来等》（個人）18,000 円/月 ・年額（8月～翌7月）上限 144,000 円 《入院＋外来等》（世帯）57,600 円/月 ・多数該当（過去 12 か月に4回目以降）の場合 44,400 円/円						
窓 口	石狩市 国民健康保険課 障がい者・高齢者医療担当 （石狩市花川北6条1丁目30番地2 石狩市役所1F TEL 72-3125）						

(2) 後期高齢者医療制度

対象となる方は75歳以上の方と65歳から74歳までの方のうち一定の障がいのある方です。

一定の障がいのある方は、申請により後期高齢者医療制度に加入することができます。

申請に必要なものについては、担当にお問合せください。

(75歳以上の方は、加入手続きは必要ありません。)

対 象	年齢が65歳～74歳で以下のいずれかに該当する方 ・国民年金等の障害年金1、2級を受給している方 ・精神障害者保健福祉手帳の等級が1、2級の方			
医 療 費 担	保険適用医療費のうち、医療機関での窓口負担割合・自己負担限度額は以下のとおりです。			
		負担割合	負担区分	自己負担限度額
	住民税 課税 世帯	3割	現役Ⅰ～Ⅲ	限度額は所得区分によって異なります。
		2割	一般Ⅱ	外来：18,000円/月 入院等：57,600円/月
		1割	一般Ⅰ	
住民税 非課税 世帯	1割	区Ⅱ	外来：8,000円/月 入院等：24,600円/月	
		区Ⅰ	外来：8,000円/月 入院等：15,000円/月	
<p>※マイナ保険証を利用すれば、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。</p> <p>※資格確認書に負担区分の併記を記載したものが必要な場合は、申請により負担区分を記載した資格確認書を交付します。</p> <p>※負担区分が区Ⅱの方で、90日を超える入院がある場合は、申請をして認定を受けると食事代(標準負担額)が減額になります。</p>				
窓 口	石狩市 国民健康保険課 障がい者・高齢者医療担当 (石狩市花川北6条1丁目30番地2 石狩市役所1F TEL 72-3125)			

4 手当・年金

各種手当

(1) 特別障害者手当

対 象	重度の障がいを有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の方 ※所得制限があります。
支 給 額	月額 29,590円 (※金額改定があります)

(2) 障害児福祉手当

対 象	重度の障がい有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする 20 歳未満の在宅の方 ※所得制限があります。
支 給 額	月額 16,100 円 (※金額改定があります)

(3) 特別児童扶養手当

対 象	20 歳未満の障がい児 (障がい程度により 1 級もしくは 2 級に区分されます) を養育される方 ※所得制限があります。
支 給 額	月額 1 級 : 56,800 円 / 2 級 : 37,830 円 (※金額改定があります)

(4) 児童扶養手当

支 給 要 件	父母の離婚等で父または母と生計を同じくしていない児童を育成する家庭 (ひとり親家庭) や父または母が重度の身体障がい (国民年金の障がい等級 1 級相当) にある児童がいる家庭 ※所得制限があります。
支 給 額 (月額)	児童 1 人 【全部支給】 46,690 円 【一部支給】 46,680 円から 11,010 円 児童 2 人目以降 1 人につき 【全部支給】 11,030 円を加算 【一部支給】 11,020 円から 5,520 円を加算
窓 口	石狩市 子ども家庭課 手当・医療担当 (石狩市花川北 6 条 1 丁目 30 番地 2 石狩市役所 1F TEL 72-3128)

各種年金

障がいの状態、年金保険料の納付状況等で、下記の年金等の「障がいの給付」を受けられることがあります。

(1) 障害基礎年金 【国民年金】

要 件	・国民年金に加入している間に初診日がある病気・けがで障がいの状態になったとき。 また、加入期間満了後、60 歳以上 64 歳までの間に病気・けががもとで障がいの状態になったときでも受けられます。 ・障がい認定日 (初診日から 1 年 6 か月を経過した日、またはその間に症状が固定した日) に、障がいの程度が国民年金法で定める 1 級または 2 級であること。 ・一定の保険料納付要件を満たしていること。 ※20 歳前の病気・けがで障がいの状態になったときは、20 歳から受けられます。
年 金 額	年額 1 級障がい : 1,039,625 円 / 2 級障がい : 831,700 円
窓 口	石狩市 市民課 国民年金担当 (石狩市花川北 6 条 1 丁目 30 番地 2 石狩市役所 1F TEL 72-3122)

(2) 障害厚生年金 【厚生年金】

厚生年金に加入している間に初診日がある病気・けがで障がいの状態になったとき。

手続き・詳細については年金事務所へお問合せください。(下記参照)

●年金に関する手続き・相談窓口

窓口	住所	電話
札幌北年金事務所	札幌市北区北 24 条西 6 丁目 2-12	011-717-4133
街角の年金相談センター麻生 (※)	札幌市北区北 38 条西 4 丁目 1-8	011-708-7087

(※) 電話での相談は行っておりませんので、ご了承ください。

●年金に関する電話相談

お問合せ	◎ 札幌北年金事務所	TEL 011-717-4133
	◎ 「ねんきんダイヤル」	TEL 0570-05-1165

5 税の減免等

障がいを持つ方に対し、税制上、特別の控除等があります。

(1) 所得税・市道民税の控除

◆「障害者」とは、次のいずれかに該当する障がいがある方

- ・身体障害者手帳の等級が3～6級の方
- ・精神障害者保健福祉手帳の等級が2・3級の方
- ・療育手帳の判定がB判定の方

◆「特別障害者」とは、次のいずれかに該当する障がいがある方

- ・身体障害者手帳の等級が1・2級の方
- ・精神障害者保健福祉手帳の等級が1級の方
- ・療育手帳の判定がA判定の方

区 分	控 除 額	
	所 得 税	市 道 民 税
本人が障害者 (特別障害者)の場合	「障害者控除」 27万円	「障害者控除」 26万円
	「特別障害者控除」 40万円	「特別障害者控除」 30万円
障害者(特別障害者)を 扶養している場合	「障害者控除」 27万円	「障害者控除」 26万円
	「特別障害者控除」 40万円※	「特別障害者控除」 30万円※
扶養している特別障害者と 同居している場合	※上記特別障害者控除に35万円 を加算	※上記特別障害者控除に23万円 を加算

窓口	住所	電話
【市道民税】 石狩市 税務課 市民税担当	石狩市花川北6条1丁目30番地2 石狩市役所 1F	72-3119
【所得税】札幌北税務署	札幌市北区北31条西7丁目	011-707-5111

(2) 相続税の控除

障がい者の方が相続した場合、障がいの程度及び年齢に応じて相続税が減額されます。

窓口	住所	電話
札幌北税務署	札幌市北区北31条西7丁目	011-707-5111

(3) 贈与税の非課税

特定障害者の方を受益者とする財産の信託があったときは、障がいの程度に応じて、贈与税が非課税となります。

窓口	住所	電話
札幌北税務署	札幌市北区北31条西7丁目	011-707-5111

(4) 新マル優制度等

少額貯蓄非課税制度、少額公債非課税制度、障害者手帳の交付を受けている方、障害児福祉手当、特別障害者手当を受給している方等は元本または額面 350 万円を限度に利子等が非課税になります。

窓 口	各金融機関
-----	-------

(5) 軽自動車税（種別割）の減免

障がいのある方のために使用する軽自動車で、一定の要件に当てはまるものは、申請により軽自動車税（種別割）の減免を受けることができます。障がいのある方 1 人につき自動車 1 台が減免の対象となります。車両 1 台とは、軽自動車に限らず、普通自動車も含めます。

対 象	【減免の対象となる方の範囲(身体等に障がいのある方で次の範囲の障がいを有する方です。)]		
	● 身体障害者手帳の交付を受けている方で下表の範囲の障がいを有する方		
	障がいの区分		要件
	視覚障害		1級～4級
	聴覚障害		2級・3級
	平衡機能障害		3級・5級
	音声機能障害		3級 ※喉（こう）頭摘出による音声機能障害がある場合に限りです。
	上肢不自由		1級～3級
	下肢不自由		1級～6級
	体幹不自由		1級～3級・5級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級～3級
		移動機能	1級～6級
	心臓機能障害		1級・3級・4級
	じん臓機能障害		1級・3級・4級
	呼吸器機能障害		1級・3級・4級
	ぼうこう・直腸機能障害		1級・3級・4級
	小腸機能障害		1級・3級・4級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級～4級
	肝臓機能障害		1級～4級
	備考 この表の障がいの級について、障がいの区分が同一で（左右上肢、左右下肢等）2以上の障がいを有することにより上の級として判断された等級がある場合は、その等級によって要件の判断を行います。		
● 療育手帳の交付を受けている方			
● 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方			
● 戦傷病者手帳の交付を受けている方で一定の範囲の障がいを有する方			
【次の要件 1～4 の全てに合致している場合、減免の対象となります。】			
要件1 減免を受けようとする年度の賦課期日（4月1日）において、上記の範囲の障がいが認定されている身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳等（以下、「手帳等」といいます。）が交付されていること ※手帳等に有効期限がある場合は、減免を受けようとする年度の賦課期日が有効期限内であることも併せて要件となります。精神障害者保健福祉手帳が交付されている方はご注意ください。			
要件2 減免を受けようとする年度の軽自動車税（種別割）が課税されていること			
要件3 減免の対象の軽自動車税の納税義務者が下記のどちらかであること			
ア. 障がいのある方本人			
イ. 障がいのある方と同一の生計関係にある者			

対 象	要件4 車両の納税義務者、運転者および車両の使用目的が下表にあてはまること (下表左側の車両の納税義務者から運転者、使用目的の順に確認してください)		
	軽自動車の納税義務者	運転者	使用目的
	障がいのある方本人	障がいのある方本人	特に問わない
		障がいのある方と生計を同一にする方	もっぱら障がいのある方の通勤、通学、通所等のために使用するもの※
	障がいのある方と生計を同一にする方	障がいのある方本人	
障がいのある方と生計を同一にする方		障がいのある方と生計を同一にする方	
障がいのある方のみで構成される世帯の構成員	常時介護者		
※障がいのある方の通勤、通学、通所等のためにおおむね週1日以上使用していることが必要です。			
申請期間	減免申請を希望する車両の納税通知書が届いてから、当該年度の5月末日(5月末日が土、日曜日の場合は翌平日)までが申請期間となります。納税通知書は例年5月上旬に送付します。		
必要書類	下記窓口にご確認ください。		
窓 口	石狩市 税務課 市民税担当 (石狩市花川北6条1丁目30番地2 石狩市役所1F TEL 72-3119)		

(6) 自動車税(環境性能割・種別割)・軽自動車税(環境性能割)の減免

窓 口	北海道札幌道税事務所自動車税部 (札幌市北区北22条西2丁目 TEL 011-746-1194) ※自動車(軽自動車)税環境性能割は、登録後2か月以内に申請が必要です。
-----	--

6 外出の支援

(1) 精神障害者地域活動支援センター等通所交通費の助成

地域活動支援センターに通う精神障がい者の交通費の一部を助成します。

(2) 障がい者就労交通費の助成

福祉的就労事業所(就労移行支援、就労継続支援A型・B型)に通所する交通費の一部を助成します(公共機関の運賃割引が適用にならない場合に限りです)。

(3) 札幌市営交通(地下鉄・市電)料金の割引

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方は、札幌市営交通(地下鉄・市電)料金が割引になります。券売機で福祉料金のきっぷを購入して乗車してください。

(4) 航空旅客運賃の割引

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方は、航空路線の国内線を利用する場合に、運賃の割引を受けられる場合があります。 ※割引率等の詳細については、各航空会社にお問い合わせください。

(5) 中央バス運賃・タクシー料金の割引

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方への割引については、バス・タクシー会社にお問い合わせください。

(6) JR 旅客運賃の割引

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方は、JR グループが 2025 年 4 月 1 日に導入した以下の割引制度の対象となります。

①介護者の方と一緒にご利用になる場合

- ・手帳をお持ちの方と介護者の方には、同一区間の乗車券類をお買い求めいただきます。
- ・割引となる介護者の方は 1 名です。

対象者	対象となる乗車券類	割引率
第 1 種精神障害者の方	・普通乗車券 ・回数乗車券 ・普通急行券 ・定期乗車券 (小児定期乗車券を除きます。)	5 割
12 歳未満の第 2 種精神障害者の方と介護者の方	・定期乗車券 (小児定期乗車券を除きます。)	5 割

②手帳をお持ちの方がおひとりでご利用になる場合

- ・片道の営業キロが 100 キロを超える場合に限りです。

対象者	対象となる乗車券類	割引率
第 1 種精神障害者の方 第 2 種精神障害者の方	・普通乗車券	5 割

※詳細については、JR 北海道の窓口へお問い合わせください。

(7) 「障がい者タクシー利用券」または「障がい者自動車等燃料給油券」の交付

対象者	1月1日現在、市内に住民登録をしており、精神障害者保健福祉手帳の等級が1級の方
助成券の種類	(1) 障がい者タクシー利用券 (16,000円分 [500円券×32枚]) (2) 障がい者自動車等燃料給油券 (10,000円分 [500円券×20枚]) ※選択したどちらか一方を交付。
交付について	・交付は年1回で、3月下旬に対象者へ送付済みです。 ・新規の方には申請書、継続の方には同じ券と変更申請書が送付されます。
注意事項	・一回の利用枚数に制限はありません。 ・おつりは出ません。また、券の利用後に金額が不足した場合は、現金等でお支払いください。

(8) 駐車禁止除外指定車の標章

精神障害者保健福祉手帳の等級が1級の方が使用している車両は、公安委員会から駐車禁止及び時間制限駐車区間規制除外指定車の標章を受けることができます。車両を所有していない方や運転免許証を持っていない方でも、タクシーや他の方の車両に乗車する場合にも標章が使用できます。

窓口	住所	電話
札幌北警察署	札幌市北区北24条西8丁目	011-727-0110

7 障がい福祉サービス（自立支援給付制度）

■自立支援給付制度を受けるには

- ① **相談・申請** サービスを利用したいときは、本人や家族等が市の担当と相談の上、支給申請し、本人等から聞き取り調査を行います。
- ② **支給決定** 市では、主治医意見書、審査会の障害支援区分及び対象者の障がいの種類や程度等を勘案して支給の要否、支給量を決定します。（訓練等給付及び児童は、主治医意見書、審査会が不要）
- ③ **受給者証の交付、サービスの利用** サービスの利用者は、支給決定を受けた後、交付された受給者証をサービス提供事業者・施設に提示し契約した上で、サービスの提供を受けます。
- ④ **利用者負担と支払** 課税世帯は費用の原則1割負担。非課税世帯は自己負担はありません。世帯の前年の所得（1月～6月申請分については前々年の所得）にかかる市町村民税額に応じて自己負担に月額上限額があります。サービス利用者は、利用者負担額等をサービス提供事業者・施設に支払います。

■障がい福祉サービスの内容

介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	
	重度訪問介護	重度の肢体不自由で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。	
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。	
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。	
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	
	障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）	施設に入所する人に夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	
訓練等給付	自立支援（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力向上のために必要な訓練を行います。	
	就労選択支援	就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用してご本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。	
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	
	就労継続支援（A型＝雇用型、B型＝非雇用型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場所を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	
	就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。	
	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。	
	共同生活援助（グループホーム）	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。	
相談支援	基本相談支援	障がいのある人、保護者、介護者等から相談に応じ、必要な情報提供等の支援を行います。	
	地域相談支援	地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院、矯正施設等から地域生活に移行するにあたり、住居の確保等地域生活に必要な支援を行います。
		地域定着支援	居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援等を行います。
	計画相談支援 障害児相談支援	サービス等利用計画案を作成し、支給決定後、サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、計画の作成を行います。	
障害児	児童発達支援	通所利用の未就学の障がい児に対する支援を行う身近な療育の場です。	
	放課後等デイサービス（就学児）	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。	

居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
保育所等訪問支援	障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

■地域生活支援について

移動支援	精神障がい者（児）で、外出時に付き添いのサービスを必要とされる方にヘルパーを派遣します。対象は、社会通念上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出になります。 ※原則として「通年かつ長期にわたる外出」は対象外です。
日中一時支援	在宅の精神障がい者（児）を介護している方が疾病その他の理由により、一時的にお世話できなくなった場合に、その期間福祉施設等でお世話をします。（日帰りのみ）

■福祉施設について

【体が不自由な方の更生援護施設】

身体障害者手帳をお持ちの方で、特別な医学的治療、生活訓練、職業訓練を必要とする方や、家庭において必要な介護を受けることが困難な方については施設に入所（通所）し、サービス等を受けることができます。

【施設の種類】

児童施設：盲・ろうあ児施設、肢体不自由児施設

成人施設：更正施設、療護施設、授産施設、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援

8 市内の福祉施設等・その他の制度

■指定相談支援事業所

石狩市にお住まいの障がいのある方やそのご家族の方で、日常生活に困ったこと・不安なことがある方はお気軽にご相談ください。福祉サービスの利用手続きや専門機関の紹介等、専門の相談員がサポートします。（相談無料）

事業所	住所	電話
石狩市相談支援センター ぷろっぷ	石狩市花川北 6 条 1 丁目 41 番地 1 りんくる 1F	72-6137
相談室ヨルド	石狩市花川南 4 条 5 丁目 21 番地	74-9399
石狩市子ども発達支援センター 相談室ゆう ※対象は児童のみ	石狩市花川北 6 条 1 丁目 41 番地 1 りんくる 2F	72-7016
相談室りんく	石狩市花川南 1 条 1 丁目 16 番地	77-5723
相談室ばんぐろ ※対象は児童のみ	石狩市花畔 360 番地 26	76-6511

■地域活動支援センター

就労が困難な人等に生産活動の場を設け、通所による作業指導を行うとともに、レクリエーションや創作活動を通じ、知識及び能力の向上のために必要な訓練及び相談を行います。利用者負担及び利用申し込みは、直接、事業所にお問合せください。

事業所	住所	電話
石狩はまなす館	石狩市花川東 472 番地 774	73-1618
やすみや	石狩市花川北 6 条 2 丁目 134 番地 1	74-8585
えみな	石狩市花川南 8 条 3 丁目 7 1	77-6616
彩 (いろいろ)	石狩市厚田区虹が原 165 番地 64	76-6120

■障がい者就業・生活支援センター

障がいを持つ方に就労面を中心にこれに伴う社会生活上の相談・助言等を行います。

事業所	住所	電話
石狩障がい者就業・生活支援センター のいける	石狩市花川南 1 条 4 丁目 225 カナオカビル 3F	76-6767

■石狩市成年後見センター

内 容	<p>高齢者や障がい者の方の金銭管理等についてのご相談をお受けし、必要に応じて以下の事業・制度をご紹介します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●日常生活自立支援事業 福祉サービスの利用手続きや、生活費の管理が一人では難しい場合に「生活支援員」が訪問して日常生活の心配事、困りごとの相談を受けながら、福祉サービスを利用する手続きのお手伝いや日常生活費の管理のお手伝いをします。 ●成年後見制度 認知症、知的障がい、精神障がい等によって物事を判断する能力が十分ではない方について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。本人に代わり、財産管理や福祉サービス・施設等の契約をしたり、本人に不利益な契約を取り消すことができます。
窓 □	石狩市社会福祉協議会 (石狩市花川北 6 条 1 丁目 41 番地 1 りんくる 1F TEL 72-2941)

■成年後見制度利用支援事業

内 容	認知症や障がい等で判断能力が不十分になった際に、契約行為、財産管理等の支援を受けるために家庭裁判所に「法定後見人」等開始の審判の申立手を市が行ったり、第三者への報酬費用が支払えない場合に報酬を助成する事業です。
窓 □	石狩市 障がい福祉課 TEL 72-3194 / 地域包括ケア課 TEL 77-7535 (石狩市花川北 6 条 1 丁目 41 番地 1 りんくる 1F)


■石狩市徘徊・見守りSOSネットワーク

内 容	<p>認知症や障がいによって記憶力や判断力が低下すると、道が分からなくなり家に帰れなくなることがあります。そのような方を、地域ぐるみですみやかに発見・保護し、その後の生活を支えていくネットワークシステムです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障がい者がいなくなったことに気づいたらすぐ警察に電話を。 札幌方面北警察署 電話 011-727-0110
窓 □	<p>石狩市 障がい福祉課 TEL 72-3194 / 地域包括ケア課 TEL 77-7535 (石狩市花川北6条1丁目41番地1 りんくる1F)</p>


■ミライロID

内 容	<p>障害者手帳をお持ちの方を対象として開発されたスマートフォンアプリです。アプリに障害者手帳の情報等を登録すると、アプリの手帳画面が手帳の代替となり、割引や減免等を受ける際の証明として利用できます。</p>
お問合せ	<p>詳細は「ミライロID」の運営会社である、株式会社ミライロのホームページでご確認ください。 ・「ミライロID」 ホームページ：https://mirairo-id.jp/</p>

■介護マーク

内 容	<p>認知症の方や障がいのある方等の介護は、他の人から見ると介護していることがわかりにくいいため、介護中の公共トイレ利用や買い物等をする際に、周囲から偏見や誤解を受けることがないように、また、地域における日常的な支え合いづくりを推進するため介護マークを普及・配布します。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">※このマークをつけている方は付き添い介護中です。 外出先で見かけたら、温かく見守ってください。</p>
窓 □	<p>石狩市 地域包括ケア課 TEL 77-7535 / 障がい福祉課 TEL 72-3194 (石狩市花川北6条1丁目41番地1 りんくる1F)</p>

■ヘルプマーク

<p>内 容</p>	<p>義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または、妊娠初期の方等、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなることを目的としています。</p> <div data-bbox="776 348 1027 732" style="text-align: center;">  </div> <p>ヘルプマークを持つ方が日常生活や災害時において、様々な援助を得やすくなるようこのマークの普及・配布に取り組んでいます。</p> <p style="text-align: center;">北海道 保健福祉部 福祉局 障がい者保健福祉課 011-231-4111</p>
<p>窓 口</p>	<p>石狩市 障がい福祉課 TEL 72-3194 (石狩市花川北6条1丁目41番地1 りんくる1F)</p>